

## 第3章 現況と課題

### 3-1 成立経緯

#### ○ 1940・1950年代 ～恩賜公園と防空緑地の整備～

戦後の県立都市公園整備は、1946(昭和21)年に函(箱)根離宮と葉山御用邸の一部が、県の財産になったことに始まり、本格的な公園整備は、農地開放の波をくぐり抜け防空緑地として残されていた保土ヶ谷公園と三ツ池公園から着手されました。

1955(昭和30)年には湘南海岸公園の整備が、民間活力を導入した我が国初の「都市計画特許事業」により着手され、1960(昭和35)年に完成しました。

#### ○ 1960年代 ～旧軍用地等の都市公園整備と古都保存法・都市緑地保全法の活用～

1960年代に入ると、他に遅れて県でも旧軍用地や米軍跡地等の国有地の活用が実現し、観音崎公園、城ヶ島公園、相模原公園などの整備が行われました。

また、1966(昭和41)年には「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」及び「首都圏近郊緑地保全法」が公布され、全国に先駆けて指定に取り組んでいます。

#### ○ 1970・1980年代 ～「神奈川都市緑化計画」と市街化拡大を防止した県立都市公園の整備～

都市化の進展により急速に減少した緑地を保全するため、1983(昭和58)年の「かながわ都市緑化計画(仮称)」(1985(昭和60)年「みどりのまち・かながわ計画」に改称)が策定されました。本計画は、「保全緑地の倍増」、「都市公園の倍増」、「公共用地の樹木の倍増」を目標に、全県の公園緑地整備方針を示したものとなっています。

1978(昭和53)年の東高根森林公園、1987(昭和62)年の大磯城山公園、1988(昭和63)年の四季の森公園と七沢森林公園は、いずれも周辺の市街化拡大を防止するという役割を担って開園されました。

1987(昭和62)年からは県立都市公園の管理と利用増進を目的とする財団法人に管理業務の委託(管理委託制度)が始まり、同じ頃から県立都市公園でボランティア活動を行う団体が増えてきました。

#### ○ 1990年代～現在 ～県立都市公園の計画的整備～

1996(平成8)年には「神奈川県広域緑地計画」が策定され、公園緑地配置の指針、緑地保全及び緑化の目標、都市公園全体と県立都市公園の整備すべき目標水準を定めました。その中で、秦野戸川公園、津久井湖城山公園、茅ヶ崎里山公園、あいかわ公園、山北つぶらの公園、おだわら諏訪の原公園、相模三川公園、いせはら塔の山緑地公園の8公園を新規公園として位置付けました。

2017(平成29)年に山北つぶらの公園が一部開園したことにより、27公園が開園済み(一部開園を含めて)となっています。

また、民間事業者を含む「指定管理者」に公の施設の管理を行わせることができる指定管理者制度が、2006(平成18)年度から導入され、2009(平成21)年度からは25の県立都市公園を対象を拡大しています。なお、2006(平成18)年には広域緑地計画を引き継ぐ形で「神奈川みどり計画」が策定され、2016(平成28)年に「かながわ生物多様性計画」に引き継がれています。



県立都市公園位置図

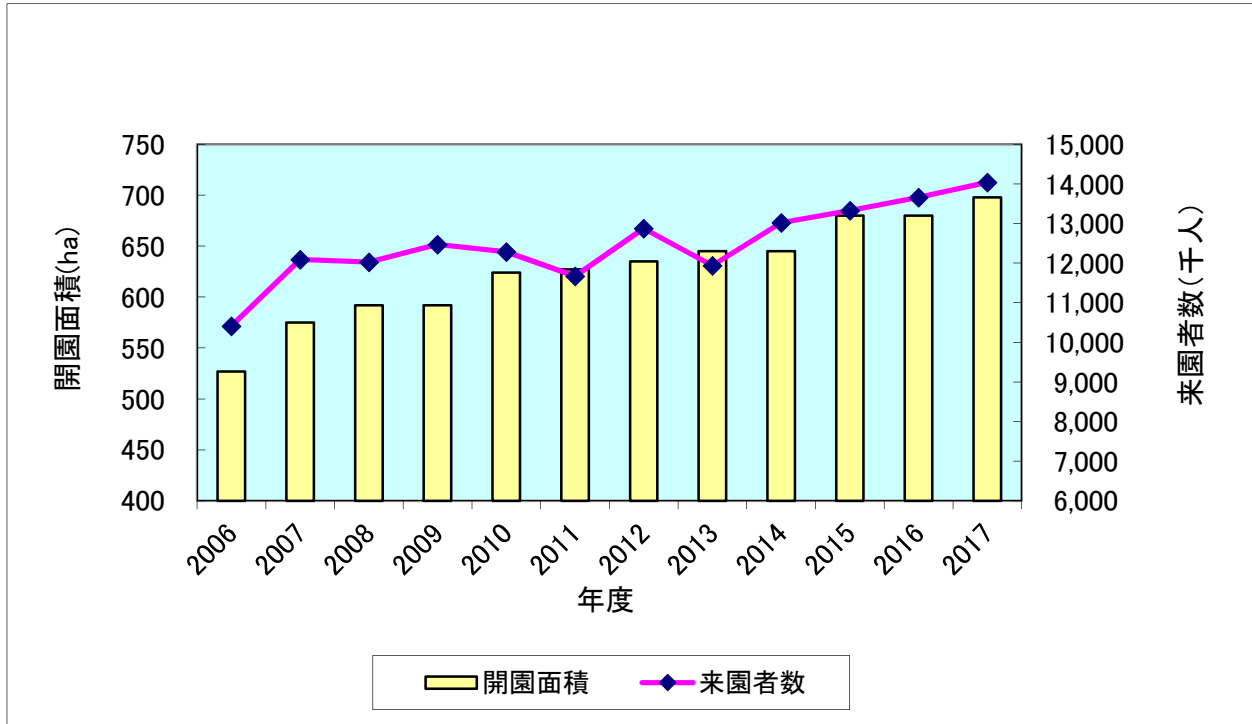
公園名	種別	都市計画決定面積(ha)	開設面積(ha)	所在地
1 東高根森林公園	風致	14.0	11.8	川崎市宮前区
2 三ツ池公園	総合	29.7	29.7	横浜市鶴見区
3 四季の森公園	風致	45.3	45.3	横浜市緑区
4 保土ヶ谷公園	運動	34.0	34.0	横浜市保土ヶ谷区
5 塚山公園	地区	5.6	4.7	横須賀市
6 観音崎公園	広域	77.9	70.4	横須賀市
7 城ヶ島公園	風致	20.8	14.6	三浦市
8 葉山公園	近隣	1.7	1.7	葉山町
9 はやま三ヶ岡山緑地	都市林	-	29.6	葉山町
10 境川遊水地公園	総合	-	18.9	横浜市泉区・藤沢市
11 茅ヶ崎里山公園	広域	36.8	35.2	茅ヶ崎市
12 湘南海岸公園	広域	305.4 (重複)	17.4	藤沢市
13 辻堂海浜公園	総合	305.4 (重複)	19.9	藤沢市
14 湘南汐見台公園	近隣	1.4	1.6	茅ヶ崎市
15 大磯城山公園	風致	9.9	10.0	大磯町
16 おだわら諏訪の原公園	広域	69.2	15.4	小田原市
17 恩賜箱根公園	風致	15.9	15.9	箱根町
18 秦野戸川公園	広域	50.7	36.1	秦野市
19 いせはら塔の山緑地公園	都市林・(市民緑地)	-	1.2(11.8)	伊勢原市
20 七沢森林公園	広域	64.7	64.6	厚木市
21 相模三川公園	都市緑地	24.4	13.8	海老名市
22 座間谷戸山公園	風致	32.1	30.6	座間市
23 相模原公園	総合	24.4	26.0	相模原市南区
24 あいかわ公園	広域	53.5	51.8	愛川町
25 津久井湖城山公園	広域	98.3	77.7	相模原市緑区
26 相模湖公園	地区	2.7	2.5	相模原市緑区
27 山北つぶらの公園	広域	105.9	17.9	山北町

県立都市公園の種別や開設面積等

2018 (平成30) 年4月1日現在

### 3-2 開園面積と来園者数の推移

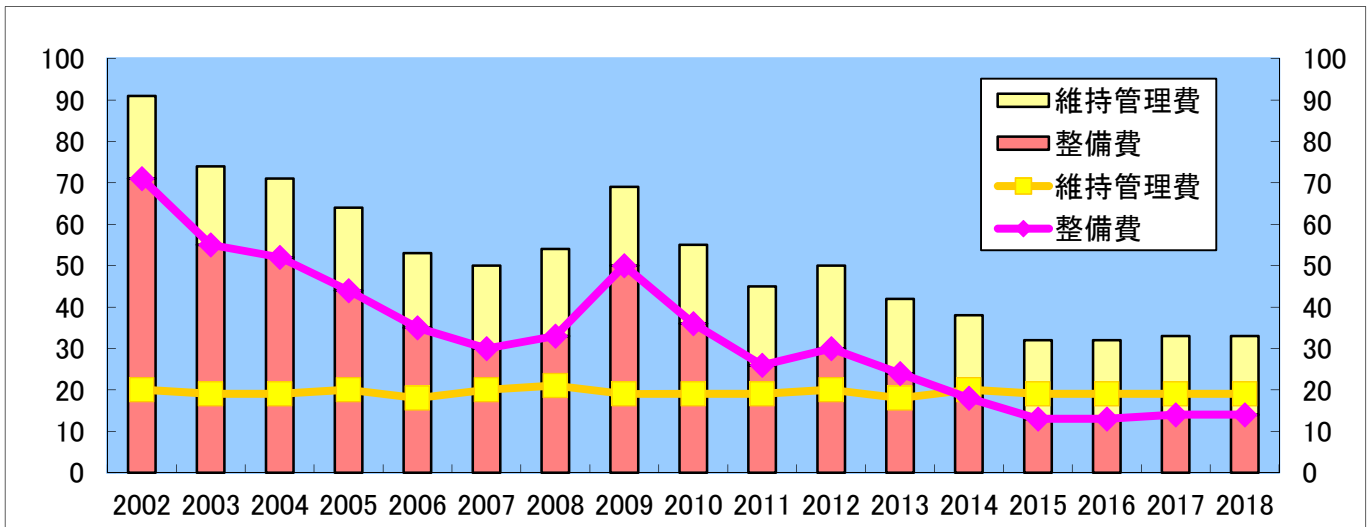
県立都市公園は戦後本格的な整備が始まり、2017(平成29)年度末には開園面積が約698ha、来園者数は約1,400万人と、2006(平成18)年度と比較すると、ともに約1.3倍となっています。



県立都市公園の開園面積と来園者数の推移

### 3-3 予算の推移

県立都市公園の予算について、2002(平成14)年度から2018(平成30)年度までを比較すると、整備費の予算は約5分の1になっています。また、維持管理費の予算は公園の開園面積が増加している中で、ほぼ同額で推移しています。そのため、長期的な視点に立って、より効率的で効果的に、県立都市公園の整備や維持管理を行っていくことが求められています。



県立都市公園の維持管理費と整備費の推移

単位：億円

### 3-4 これまでの取り組み

県では、県土全域での均衡配置を事業目標に県立都市公園の整備を進め、27公園を開園し、大規模災害時の防災性の向上や多様なレクリエーションの場となるなど一定の成果を納めてきました。ここでは、県立都市公園のこれまでの取り組みについて、整備、維持管理、運営に分けて整理しました。

整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主に面積が30～50ha以上の公園や一つの市町村区域を越えるような広域的な公園(※)、更には県を代表するような歴史や風致を持つ公園について、着実に整備を進めている。</li> <li>・ 県が管理している都市公園は27箇所あり、約698haが開園している。</li> <li>・ 県立都市公園のうち、主に広域避難地又は広域応援活動拠点<sup>6</sup>として指定されている15公園について、防災機能を担う施設整備を行っている。</li> <li>・ 福祉のまちづくり条例に対応した施設整備を推進している。特に、誰もが公園を不自由なく利用できるよう、園路や出入口の段差解消、駐車場の障がい者用の区画設置、トイレの改良などの取り組みを行っている。</li> <li>・ 新エネルギーを活用した施設整備については、段階的に実施してきており、太陽光発電の設備や照明灯の設置、園内放送など、19公園で取り組んでいる。公園の中心的施設となるパークセンターについては、雨水利用、太陽光発電などの様々な新エネルギーの導入を図っている。</li> </ul>
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県や指定管理者が各々の責任において安全基準及びマニュアルによる施設点検を行い、不具合の早期発見に努めている。</li> <li>・ 老朽等異常が発見された施設については、改修等により即時に対応している。</li> <li>・ 指定管理者制度導入により、管理経費縮減効果が現れている。</li> <li>・ 2016(平成28)年度までに26公園で長寿命化計画を策定し、計画的な修繕を図っている。</li> </ul>
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県や指定管理者が各々の責任において安全基準及びマニュアルによる公園施設の点検を行い、異常の早期発見に努めている。</li> <li>・ 防犯上の観点からは、夜間における照明灯の設置や樹林(植栽)地の見通しの確保、昼夜間における園内巡視等を行っている。</li> <li>・ 自然環境保全型の公園(座間谷戸山公園、茅ヶ崎里山公園等)においては、田植えや稲刈り・自然観察会等について、また、レクリエーション型の公園(辻堂海浜公園、保土ヶ谷公園等)においては、お祭りやスポーツ関連イベント等について、県民が取り組みを提案したり、運営に加わったりしながら開催されるなど、公園の運営管理に県民の参画が行われている。</li> <li>・ 指定管理者は、様々なイベントの実施やホームページ等による情報発信など、自らのノウハウを生かし、利用促進につながる取り組みを行っている。</li> <li>・ 計画段階でワークショップを実施し、県民意見を整備に取り入れている。</li> </ul>

(※) 県立都市公園は緑の拠点として、市町村区域を越える広域的な公園を整備するとともに、概ね50ha(相模川以東は30ha)以上の規模を目標に、県土における適正な地域バランスを考慮して整備を進めています。

広域避難地<sup>6</sup> 大地震などにより市街地で大規模な延焼火災が発生したとき、その火災を避けるために一時的に避難するための避難場所(おおむね10ha以上の広い公園、空き地など)。

広域応援活動拠点<sup>6</sup> 大規模な災害が発生した時に、県による災害活動中央基地や広域防災活動拠点の開設に合わせ、市町村が自衛隊、広域緊急救助隊、緊急消防援助隊等の受入体制として開設するもの。

## 3-5 課 題

第2章に記述した、環境問題、少子高齢化、大規模地震災害への対応や法令等の動きなどの社会状況の変化を前提とし、第3章の成立経緯やこれまでの取り組みなどを検証することにより、県立都市公園が抱える問題点が抽出されます。

今後の県立都市公園の整備・管理に係る、それらの問題点を以下の8つの課題に整理しました。

### 課題1 効率的で効果的な公園整備と維持管理

県は、一人当たりの都市公園面積が、全国でも下位レベルにあります。県民の憩いの場となり、防災機能も担う都市公園について、区域の拡大も含めた公園整備や、都市計画決定済の公園のうち、未整備な区域があることなどから、引き続き整備を進める必要があります。

また、県立都市公園の施設は昭和末期から急ピッチで整備されたものが多く、いくつかの公園で施設老朽化が急速に進行しています。施設の再整備や修繕について、利便性や安全性等の機能面とコスト面から検討し、効率的で効果的に進めていくことも必要です。

### 課題2 県立都市公園の整備・管理の新たな指標の確立

県が公園を整備する際の考え方や目標水準について、過去の計画には県土全域での均衡配置や県民一人当たり面積などが示されていましたが、時代の趨勢にあわせて、利用者満足度など公園利用者や地域の方々に分かりやすい指標を示していく必要があります。

### 課題3 サービス水準の確保と更なる向上

25公園で導入している指定管理者制度について、常に改善を促進することで効果的な運用に努めながら、費用対効果を考慮したサービス水準を確保するとともに、県民やNPO、民間事業者など多様な主体との連携等による創意工夫を深め、サービス水準の更なる向上をめざすことが必要です。

### 課題4 持続可能な社会の実現への更なる取り組み

県立都市公園の多くは、まとまりある緑の拠点であり、存在することで地球温暖化や生物多様性等へ貢献しています。しかし、持続可能な社会を実現するために、今日のようなレベルでの環境問題に対応するため、周辺の緑資源との連携を視野に入れながら、環境負荷の軽減や体験学習機能の向上など、更に取り組みを進める必要があります。

### 課題5 大規模な自然災害への具体的で実効性のある対応

防災上必要な施設の整備を進めるとともに、災害発生時の利活用（避難者の安全な誘導や公園内の利用案内など）についての関係者との連携を進め、いざというときに実効性のある対応が円滑に行われるよう、防災関係機関や地域の方々とともに具体的な行動計画づくりや訓練にも至急取り組む必要があります。

## 課題6 高齢者、障がい者など誰もが楽しめる公園づくり

「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定を踏まえ、都市公園を誰もが安全で快適に利用できるようハード、ソフトの両面から取り組みを強化していく必要があります。公園毎に立地条件や求められる機能が違うため、ハード面でのユニバーサルデザインの対応も異なります。また、遊具などの施設もその仕様に応じた安全管理が必要です。

高齢者、障がい者はもちろん、野外体験の機会が減っている子どもたちを含め、全ての方々が安心して、憩い、遊び、学べるよう、ソフト面を含め、公園の個性に合わせた更なる取り組みが必要です。

## 課題7 周辺資源との機能連携や情報発信の工夫を通じた地域活性化への貢献

景観への関心や観光需要の増大など、観光客誘致への期待は高まっていますが、県立都市公園は歴史文化資源等と連携した地域活性化への期待に十分にこたえていく状況にあります。

一方で、交通網や通信網の充足によりネットワークの可能性はますます広がっており、周辺資源との様々な連携や情報発信の工夫を通じて、地域と一体となった魅力づくりが必要です。

また、インバウンド需要の増大により、県立都市公園にも多数の外国人観光客に訪れてもらえるよう、パンフレットや案内板の多言語表記のほか、外国人観光客を意識した景観の創出など、公園の魅力づくりも必要です。

## 課題8 県民、NPO、民間事業者など多様な主体との協働・連携の推進

多様な主体の方々が公園での活動に参加されるようになってきており、それぞれの公園の事情に適した連携の形が模索されています。

協働や連携を継続的に発展させていくために、共通の価値観や目標を持ち、相反する意見の調整を行うための人材の確保・育成、組織とルール確立などの推進が必要です。



再生計画づくりでの県民協働（観音崎公園）